

大東市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(一括回答)

(1)～(3)・(5)について、経済低迷が続く昨今、本市におきましても雇用・労働行政の充実・強化は重要な施策と考えており、可能な限り大阪府と連携し、緊急雇用対策事業の活用などを通じて、雇用の確保と創出につながるよう努めてまいります。

就職困難層への支援施策の強化につきましては、現在市内3ヶ所に設置した地域就労支援センターにおいて、若年者・高齢者・母子家庭の母・障害者といったいわゆる就職困難者といわれる人々の支援を大阪府とも連携しながら行っているところです。今後、さらに各種団体とも連携し、実効ある支援施策を検討してまいります。

また、改正最低賃金法や労働基準法の周知、ワーク・ライフ・バランス社会の実現などについては、本市の広報等を通じて機会のあるたびに企業・経営者団体に周知を行ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導

入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

行政の福祉化については、市政のあらゆる分野において福祉化の視点を持ち、とりわけ障害者等就労困難者を巡る雇用関係の厳しいなか、地域就労支援センターの設置等により取り組んでいるところです。総合評価入札制度については、大阪府の実施内容等を参考に検討して、適宜可能な事業については実施しておりますが、対象事業の拡大については今後も庁内関係各課と連携し検討してまいります。

最低賃金については、最低賃金法等の法制度のもとで労使間で決定されるべきものと考えておりますが、行政として必要に応じて法令順守に努めるよう指導してまいりたいと考えております。公契約条例については、国の法整備が優先されるべきものと考えておりますが、今後公契約法や条例がどのように位置付けられていくのか、国や府等の動向も見据えながら本市の対応を検討してまいりたいと存じます。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

中小企業対策につきましては、今年の7月に産学官の3者連携による“だいとう産業活性化センター”を開設し、製造業も含めた市内中小事業者に対する支援を実施しているところであり、引き続き支援体制の強化を図ってまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市でも、製造業が重要な基幹産業であると認識しており、企業の流出はまちの活性化を低下させることにもなり、その防止策を検討しているところです。具体的には、本市内において事業所の新設等を行う事業者に対しての補助金制度創出の可能性を検討しているところであり、企業

誘致活動の視点による施策の充実を図ってまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では、中小企業の活性化を図るために、だいたう産業活性化センターによるソフト支援を行うとともに、基幹産業である製造業者と地域住民との間に軋轢が生じ、製造業者の操業環境が悪化する傾向にあることから、事業者の操業環境と住民の生活環境の調和を図る具体的な施策の実施を検討してまいります。

物品発注においては市内中零細企業を基本とし、工事関係においても公募型指名競争入札（土木工事1,000万円以上1億5,000万円未満、建築工事8,000万円以上2億円未満）では市内企業に限定し、地元中小零細企業の受注機会の確保に努めているところです。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

本市には下請中小企業が多数立地していることから、下請二法が適正に運用されるように周知してまいります。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革については、具体的な取り組み項目等を示した計画を策定し、推進しているところです。現在、新計画の策定作業を推進しており、目標値の設定や市民への積極的な情報提供等についても予定しております。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意

見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市のまちづくりに係る基本的な考え方である自治基本条例を平成18年度に施行し、市民・市民団体・事業者・行政協働によるまちづくりを推進しているところです。

NPO法人や事業者等に本市公共施設の管理運営を委託する指定管理者制度の積極的な導入や、NPO法人等の優良な企画提案の実施を提案法人等に委託する提案公募型委託事業等を実施しているところです。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの变化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、大阪府からの移譲事務については、本市の地域特性を考慮したうえで市民の利便性と効率性の向上を重視し、現在移譲候補事務ごとにその内容と移譲するべきかについて検証しているところです。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

国の直轄事業負担金については、現在本市ではございません。税財源の確保に関しては大阪府市長会など関係機関を通じて随時要請しています。今後とも必要な財源が十分に確保されるよう機会のあるごとに引き続き要望してまいります。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者に

よる外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では限られた予算を有効活用するため平成16年度に行政評価を導入し、一部見直しを行いながら推進しているところです。事業評価結果については、市ホームページにおいて公表しているところです。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

北河内圏域においては、二次医療圏ごとの医療連携体制を築くために大阪府と協力し医療提供体制の質的向上をめざしているところです。また、現行の補助制度の充実に努めています。勤務医・看護師等の加重負担の解消に向け、国は来年度診療報酬改定において改善の方向に動きだそうとしています。加重負担が解消されれば離職防止にもつながると考えています。本市としましても国や府へ要望をしまいたします。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護分野における経済危機対策として、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に資金を交付する介護職員処遇改善交付金や、介護の資格取得をめざす失業者を雇う介護雇用プログラムの制度が設けられました。本市としましては、市内事業者がこれら制度を積極的に活用して介護職員の処遇改善が図られるよう周知しているところです。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含め

たサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害者自立支援法の利用者負担制度は、軽減措置によって低額な月額負担上限額を設定するなど、利用者にとって負担が重くなりすぎないように一定の配慮がなされております。また、移動支援事業につきましては、本年7月より宿泊を伴う支援についても対象範囲を拡大したところです。

今後とも、障害のある人が身近な地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう、サービス提供基盤の整備や利用者の実情に合った障害福祉サービスが提供できるよう努めてまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事や人間関係の悩みから心の健康問題を抱えたり自殺する方が増え続けている傾向にあります。

大阪府四條畷保健所と大東市健康いきがい課では職場の心の健康管理のために無料で「出前講座」を実施し、職場のメンタルヘルス対策や相談や助言を行っております。各事業所におかれましてはこのような専門家による無料サービスを活用し、職場の健全化・活性化に役立てていただきますようお願いいたします。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備などを集中的・計画的に促進するため、平成17年に「子ども夢プラン」を策定しまし

た。来春に策定から5年目を経過することから、国の指針に基づき、ニーズ調査結果による子育て世帯の状況・要望などを参考にしながら、現在後期計画の策定作業に着手しております。したがって、今後も保護者・地域・事業所が一体となって子どもを生み育てやすいまちづくりに努めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

子どもの安心・安全が損なわれないように対策を検討してまいります。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

大阪府教育委員会が実施している低学年における35人学級編制を有効活用しつつ、他学年においても弾力的な運用や少人数指導の充実に努めております。

また、全中学校において地域の施設・企業・商店等の理解と支援を得て職場体験学習を実施し、各小中学校において、子どもの発達段階に応じた学習内容・教材による取り組みを実施しています。今後も、子どもたちが主体的に進路を選択する態度の育成に積極的に努めてまいります。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度については必要額の支給に努めてまいります。また、奨学金についても必要額の支給に努めてまいります。

その他国の施策については、国の動向を注視してまいります。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体

制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

児童虐待防止法の平成16年の改正では市町村の役割が明確化し、児童相談所だけでなく虐待の通告先に追加されました。本市では児童虐待防止連絡会議を法定化された要保護児童対策地域協議会に位置付け、児童相談所(子ども家庭センター)及び関係機関との連携を強化しつつ大東市児童虐待防止ネットワークの支援体制の整備と機能強化を図っているところです。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

同法律の改正により、市町村におけるDVの防止と被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画策定に係る努力義務が定められました。本市におきましてもDVの相談件数が増加傾向にあることから、基本計画を策定することを検討してまいります。

本市では、DVに関してフェミニストカウンセラーによる「女性の悩みなんでも相談(面接および電話)」、また人権啓発室におきましても日常的に相談を受けております。広報「だいとう」をはじめ回覧板・機関紙などで今後も周知啓発を行ってまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市におきましては、平成9年に「大東市男女協働社会行動計画」を策定し、平成21年3月に「第3次大東市男女共同参画社会行動計画」を改訂しました。計画的に事業を実施するために、目標値を設定し重点施策を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて施策を遂行してまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。

またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(一括回答)

(1)・(2)について、地球温暖化防止対策の温室効果ガスの削減につきましては世界的な緊急課題であり、本市としましても重点項目の取り組みと位置付け、「大東市地球温暖化対策実行計画」に基づき削減目標の達成に向けて取り組んでいるところです。今年度は国の補助金を活用しまして公共施設及び小中学校の数ヶ所に太陽光発電を設置しますが、次年度より各施設についても年次計画で進めていく予定です。温室効果ガスの削減に向けて、引き続き国の法整備や取り組みの動向も注視し、取り組みを推進します。

次に、3Rの推進とリサイクル率の向上につきましては、「大東市一般廃棄物処理基本計画」に基づき法律の対象品目の資源化を完全実施するなど、リサイクル率の向上に向けて取り組んでいます。次年度(平成22年度)は処理基本計画の見直しの年であり、新たな資源化率の目標値を設定し、取り組みを推進します。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

備蓄体制については、災害発生時に食糧や生活必需品等の確保が困難な住民に対して必要な物資を供給できるよう、本市及び大阪府による被害想定に基づき年次的に備蓄品の点検・整備を行っています。

定期的な訓練の実施については、毎年1回、市主催で地域住民参加型の防災訓練を実施しているほか、地域において自主防災組織が充実した防災訓練を実施できるよう助成制度の整備や助言を行うなど、積極的に関わっています。

避難場所への誘導標識の増設については、災害発生時には避難場所周辺地域の実状に応じた的確かつ迅速な避難誘導が求められることから、今後も調査研究を行い、避難場所の周辺地域に適した整備を検討します。

現在、本市の避難場所は、学校体育館及び公民館を中心に市内49ヶ所を指定しており、位置図等を記載した「大東市総合防災マップ」の全戸配布及び各施設に災害時指定避難所の標識を設置し、周知しています。

緊急医療体制の整備については、「大東市地域防災計画」に基づき災害医療協力病院の指定を行

っており、災害発生時に市民に安定した医療等が提供できるよう、今後も体制の整備を図ります。
土石流対策として、急傾斜地対策事業などにつきましては、大阪府が主体となって実施しております。

本市としても、今後とも大阪府と連携し、防災対策の充実をめざし努力してまいります。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

公立学校の耐震化については計画的に順次実施しております。

本市の住宅の助成制度については、平成20年度より住宅等の耐震診断の助成制度を実施しております。また、現在本市には耐震改修補助制度がありません。耐震改修制度を創設するにはどのような課題があるのか、検討しております。

なお、市ホームページや広報「だいとう」において周知しております。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

本市においては、本市・市民及び事業者が人権を尊重しお互いに協力して犯罪・事故を防止し、安全で住みよい地域社会を実現することに努めることを基本理念とし、そのような地域社会を実現するための市・市民及び事業者の責務とそのための基本事項を定めた「大東市生活安全条例」を、平成14年4月1日から施行しています。条例では、第3条で「市の責務」として、基本理念に基づき市は、関係行政機関及び関係団体と密接に連携をとりながら、広報活動・啓発活動・環境整備及び市民がそれぞれの地域で自主的に行う安全活動に対する支援等必要な施策の実施に努めるものと規定されています。

本市では、自治会ごとに組織された防犯委員会の方々に防犯ボランティアとして活躍いただき、それらの防犯団体に対して様々な支援を行ってきたところですが、今後とも生活安全条例の理念に基づき、大阪府四條畷警察署はもとより関係行政機関及び防犯委員会等の関係団体と密接に連携をとりながら、安全で住みよい地域社会を実現するための施策を実施する所存です。

本市においては、登下校時の子どもたちの安全確保のために、平成17年度から市内15のすべての小学校において子ども安全見守り隊が立ち上げられ、その後も構成人員につきましては着実に

増え、平成21年5月1日現在では約3,500名の方が見守り隊に登録され、活動していただいております。また、市内4地区5小学校区においては、青色パトロールカーを実施していただいております。

今後とも、地元自治会をはじめ各団体に青色パトロールカー等の実施に向けて働きかけを行うとともに、その活動を支援してまいります。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市においては、平成16年3月に「大東市交通バリアフリー基本構想」を策定しており、まちづくりにおける指針としております。また、道路交通網につきましては、大阪府とも連携し都市計画道路の整備に努めてまいります。

なお、現在本市では、電車・バス等の公共交通機関がない「交通不便空白地」といわれる、交通に不便な区域の移動手段を確保することを目的とした「大東市コミュニティバス」をJR住道駅を拠点に三箇方面、南新田・朋来方面及び西部方面の3つのルートにて運行しております。運行車両すべてにステップリフト付車両を採用してバリアフリー対応としており、公共交通機関利用促進を推進しております。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

本市においても、総合的な人権相談・救済システムの整備の必要性は認識しており、人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するため、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度の確立について、大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会の三者により国に対して要望しているところです。

本市は平成4年に「差別撤廃・人権擁護都市宣言」を行い、人権相談窓口の設置による対応や、

人権啓発団体「大東市人権教育啓発推進協議会（ヒューネットだいとう）」と連携しての啓発活動を推進するなど、様々な人権問題の解決と人権尊重の社会の実現に向けて取り組んでおります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市は、あらゆる国の戦争と核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、この人類普遍の大義に向かって不断の努力を続けることを決意する旨、昭和58年に非核平和都市宣言を行いました。具体的には、8月のヒロシマ平和バスツアー、9月の親と子で平和を考えるつどい、平和パネル展等をはじめとする催しを行い、戦争の悲惨さと平和の尊さを強く訴えてきたところです。今後も平和発信施策を訴えてまいります。